

# 公共經濟論 |

no.1

麻生良文

# 内容

- 望ましい税制とは：租税原則
- 基礎概念
  - 限界税率と平均税率
  - 累進度
  - 課税ベース
  - 直接税と間接税
  - 租税の帰着
- 課税ベースの選択
  - 所得課税の問題点
  - 所得課税と消費課税の課税ベースの比較
  - 2期間モデル
  - 消費課税と賃金税の同等性
  - 留意点

# 望ましい税制とは

- 租税の特徴
  - 強制的に徴収される
  - 租税支払と政府サービスが対応するわけではない
- 租税原則
  1. 公平性  
強制的に徴収されるから
  2. 中立性（効率性）  
資源配分の効率性を乱さない
  3. 簡素  
複雑な制度 → 制度の抜け穴を利用できる一部の人たちへのみ利益 → 不公平  
制度の抜け穴をみつけるための努力、節税行為を誘発 → 非生産的な活動を助長 → 非効率

# 公平性(1) 応益原則と応能原則

- 応益原則： 利益に応じた負担
- 応能原則： 能力に応じた負担
  - 受益者が特定できない公共サービスの存在  
→ 応能原則
  - 受益者が特定できる  
→ 応益原則 (医療, 年金, 教育, 水道)

地方政府のサービス → その地域の居住者が受益 → 地方税は応益原則で設計すべき

何が租税負担能力の良い指標か？

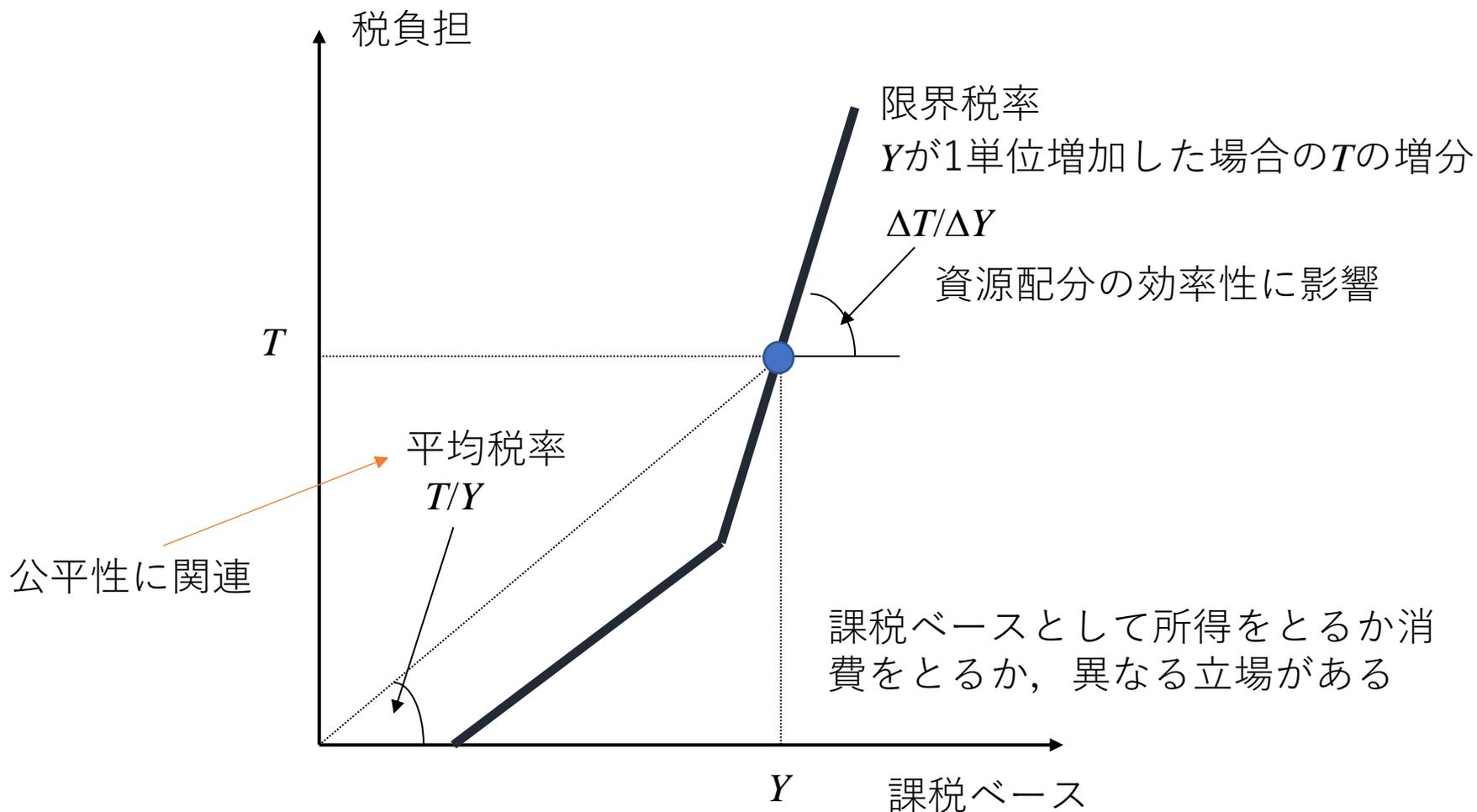
## 公平性(2) 垂直的公平と水平的公平

- 水平的公平 (horizontal equity)
    - 等しい状況にある人は等しい負担をすべき
  - 垂直的公平 (vertical equity)
    - より良い状況にある人はより多くの負担をすべき
- 
- 「状況」 = 負担能力
    - 何が適切な指標か?
    - 所得, 消費, 効用
  - 累進度
    - 適切な累進度は価値判断に依存
    - 効率性に与える影響も同時に考慮すべき

# 基礎概念

- 限界税率と平均税率
- 累進度
- 課税ベース
- 直接税と間接税
- 租税の帰着

# 限界税率と平均税率

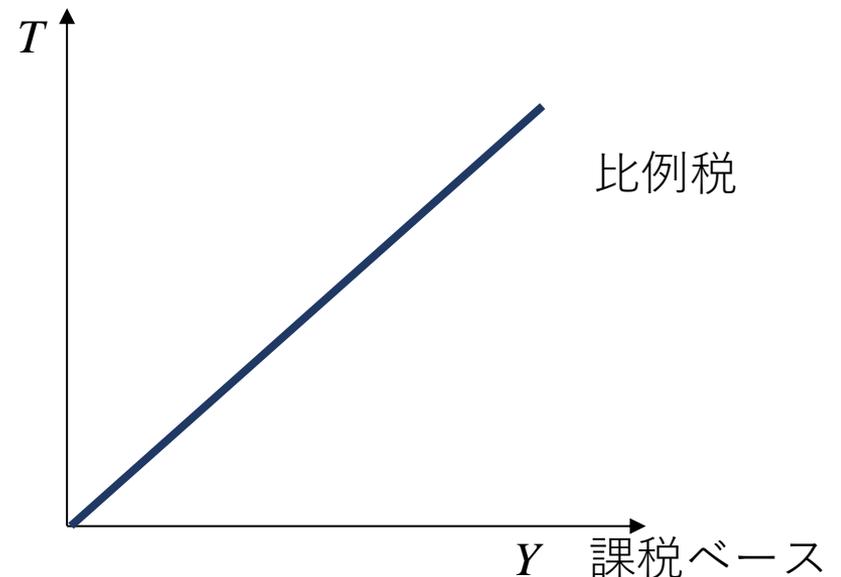
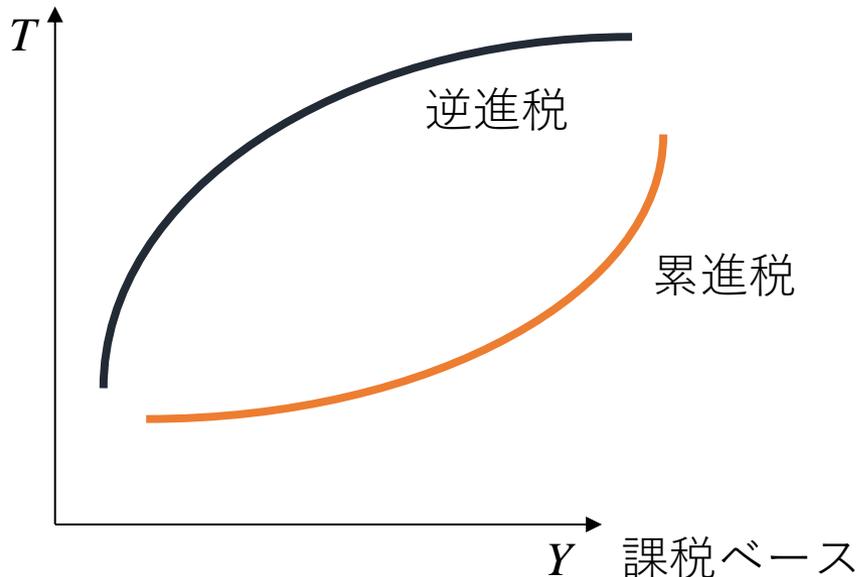


# 累進度

## 累進税・逆進税・比例税

累進税	progressive tax	$T/Y$ が $Y$ の増加関数
比例税	proportional tax	$T/Y$ が $Y$ と無関係に一定
逆進税	regressive tax	$T/Y$ が $Y$ の減少関数

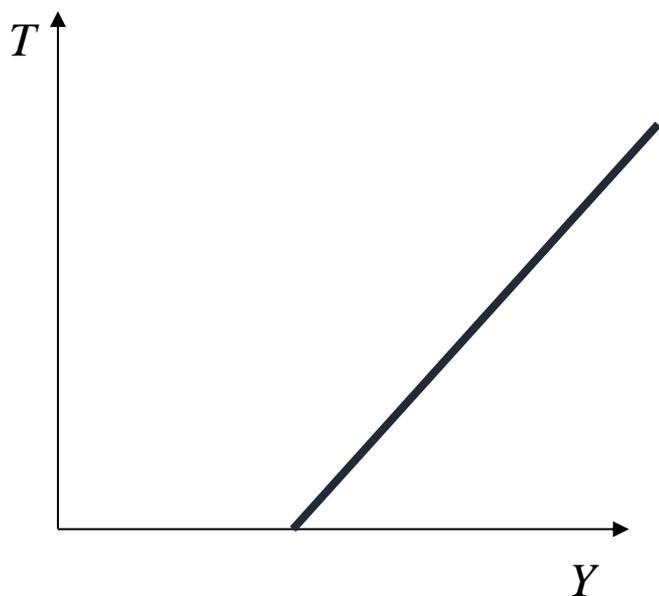
- 通常は平均税率 $T/Y$ で定義される
- 限界税率でこれらの用語を使う場合もあるので注意



# 累進度 (2)

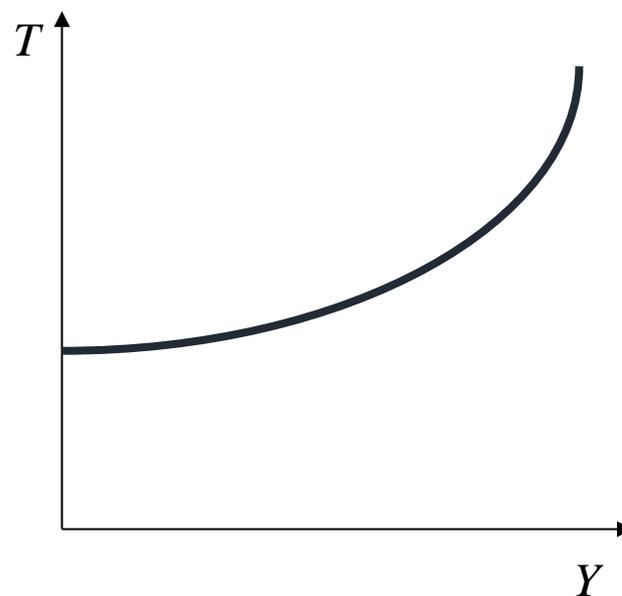
限界税率と平均税率は無関係

累進的なフラットレート税



限界税率一定  
 $Y$ の一定値から課税

逆進的な超過累進税



限界税率逦増  
平均税率は (ある範囲内で) 逦減

# 課税ベースの選択

- 所得課税か消費課税か
  - 所得 = 消費 + 貯蓄（資産の純増）
    - 所得=資産を減らすことなく消費できる金額の最大値
  - 通常は1年間で定義
  - 課税ベースの選択と直接税か間接税かという問題は無関係
- 消費課税の方が公平？
  - 古典的な議論
    - 所得課税は社会への貢献に対する課税，消費課税は取り崩しに対する課税→消費課税の方が公平
  - 恒常所得仮説にもとづく議論
- 効用？

# 直接税と間接税

- 直接税

- 納税義務者と負担者が同一であると立法者が予定している税
- 所得税, 法人税

- 間接税

- 納税義務者と負担者が異なると立法者が予定している税
- 消費税（消費型付加価値税）, 個別物品税

- 経済理論的には直接税・間接税の区別はあまり意味はない

- 最終的に誰が税を負担しているかが重要（租税の帰着）
- 課税ベースの選択と直接税・間接税の選択は無関係
- 所得型付加価値税, 直接税タイプの消費課税（支出税, 賃金税+キャッシュフロー法人税）
- 区別に意味があるのは
  - 直接税なら個人や家庭の事情（病気, 扶養家族の有無等）を斟酌して税負担の調整が行えるのに対し, 間接税はそうではない
  - 直接税の方が累進度の確保が容易

# 租税の帰着

- 納税義務者と実際に税負担をする者は異なる
- 租税の帰着：税を実際に負担する者はだれかに関する分析

-----

- 一般均衡分析と部分均衡分析
- 短期と長期
  - 資本所得税の強化→資本蓄積阻害→資本労働比率の減少→利子率の上昇，賃金率の低下
  - 短期に資本所有者の受取を減らす効果しかないが，長期には労働者の賃金低下という形で労働者に転嫁
- 税の資本化
  - 土地に対する課税の強化が将来行われる→現在の地価の低下という形で現在の地主が負担
  - 税を払うタイミングと負担の発生するタイミングは同じだとは限らない

# 課税ベースの選択

- 所得課税の問題点
- 所得課税と消費課税の課税ベースの比較
- 2期間モデル
- 消費課税と賃金税の同等性
- 留意点

# 課税ベースの選択

- 適切な課税ベース 所得 vs. 消費
  - 担税力あるいはその人の経済状態を測る指標は所得か消費か
- $\text{所得} = \text{消費} + \text{貯蓄}$  (資産の純増)
- 消費課税を支持する古典的な議論
  - 所得課税は社会への貢献に対する課税, 消費課税は取り崩しに対する課税 → 消費課税の方が公平
- 消費課税を支持する現代的な議論
  - 一時点の所得ではなく, 生涯所得や恒常所得に着目
- 課税ベースの選択と直接税か間接税かという問題は無関係 (後述)

# 所得課税（包括的所得税）

- 所得 = 消費 + 貯蓄（資産の純増）
  - ある一定期間内（通常は1年間で考える）に，資産を減らすことなく消費しうる額の最大値
- いかなる種類の所得も合算して課税
  - 所得がその人の担税力を表す唯一の指標だから
  - 資本所得と労働所得の区別はしない
    - 不労所得は重く課税すべきだという立場ではない
    - 法人税は，企業段階で発生した資本所得の前払いという性格だと考える
  - 現金を伴う収入か否かを区別しない
    - 未実現キャピタルゲインも本来は課税するという立場
    - フリンジ・ベネフィットも所得（消費）の一部

# 所得課税の問題点

## 恒常所得と変動所得の区別

- 土地所有者の例(毎年1000万円の地代収入, 他の所得は0)  
→恒常所得は1000万円
- 利子率5%とすると土地価格は2億円  
 $P = d/r$  を満たすように地価は決まる (地価  $P$ , 利子率  $r$ , 地代  $d$ )
- 地価の決まり方 (裁定条件)

$r$ と $d$ は所与の場合,  $P$ は次のように決まる

$$r \cdot P = d$$

$rP$ :  $P$ 円を金融資産で運用した場合の収益;  $d$ : 土地からの収益

- $r \cdot P > d$  → 土地を売却して金融資産で運用した方が有利 → 皆が土地を売ろうとする →  $P$ の低下
- $r \cdot P < d$  → 土地を購入して土地で運用した方が有利 → 皆が土地を購入しようとする →  $P$ の上昇
- 結局  $r \cdot P = d$ が成立 →  $P = d/r$

# 所得課税の問題点(2)

## 恒常所得と変動所得の区別

- 利子率が5%から4%に低下→ $P=2$ 億5000万円。5000万円のキャピタルゲインが発生
  - 所得は地代(1000万円) プラス キャピタルゲイン(5000万円) で6000万円
- その後、利子率が再び5%に上昇→ $P$ は2億円にもどり、5000万円のキャピタルロスが発生
  - 所得は地代(1000万円) マイナス5000万円で マイナス4000万円
- 生活水準に変化は無いのに、所得は大きく変動→厳密な所得課税のもとでは生活水準に合わない課税が行われてしまう
- 恒常所得と変動所得を区別しないための問題
  - 所得を定義する期間をもっと長期に変更すれば、資産価値の変動はならされる

# 所得課税の問題点(3)

## 恒常所得と変動所得の区別

- 所得 = 恒常所得 + 変動所得
  - 恒常所得 permanent income : 長期における所得の平均値
  - 変動所得 transitory income: 所得の一時的な変動部分
- 包括的所得税の「所得」と恒常所得の違い
  - 所得 : ある一定期間 (通常は1年間) において資産 (通常, 人的資産は考慮していない) を減らすことなく消費しうる額の最大値
  - 恒常所得 : 長期において資産 (人的資産+非人的資産の合計) を減らすことなく消費しうる額の最大値
- 包括的所得税の問題点
  - 恒常所得と変動所得の区別が無い
  - 所得を定義する期間を1年間に限定することから発生した問題

# 生涯における課税ベースの比較

- 2期間モデルで生涯の課税ベースを考える
- 各期の予算制約

$$C_1 + S = W_1 \quad (1)$$

$$C_2 = (1 + r)S + W_2 \quad (2)$$

$C_1, C_2$ : 第1期, 第2期の消費,  $S$ : 第1期の貯蓄  
 $W_1, W_2$ : 第1期, 第2期の労働所得,  $r$ : 利子率

(1), (2)から $S$ を消去すると

- 生涯の予算制約式

$$C_1 + \frac{C_2}{1+r} = W_1 + \frac{W_2}{1+r} \quad (3)$$

# 割引価値(1)

- $C_2/(1+r), W_2/(1+r)$ 
  - 第2期の消費, 所得を第1期の価値に換算した金額: 割引価値(discounted value)
- 割引価値の考え方
  - 第1期の消費を1単位減らす → 貯蓄の1単位の増加 → 第2期の消費を  $(1+r)$  単位増やすことができる
  - (簡単な比例計算から) 第1期の消費を  $1/(1+r)$  単位減らす → 第2期の消費を1単位増やすことができる
- 第2期における1単位の消費・所得
  - 第1期の消費・所得の  $1/(1+r)$  単位と同等
- $W_2/(1+r)$ 
  - 第2期に  $W_2$  返済するという約束で第1期に借入れが可能な金額
  - 第1期に  $W_2/(1+r)$  の資産 (所得) を保有しているのと同様

## 割引価値(2)

- $W_1 + W_2/(1+r)$  : 第1期のはじめにいくらの資産を持っているのと同様か (=生涯所得)
- 生涯の予算制約式(3) → 生涯消費 (各期の消費の割引価値の合計) は生涯所得に制約される
- 注意
  - 第2期には  $rS$  という利子所得が発生するが, 生涯所得の計算には含まれない
  - 生涯所得の計算 → 1次的所得の割引価値だけが含まれる
- 多期間の割引価値
  - 1円貯蓄 →  $t$ 年後には複利計算で  $(1+r)^t$  円
  - $t$ 年後の1円の割引価値は  $1/(1+r)^t$  円
  - 2期間モデルの1期間は現実の年数の30年ほどに相当することにも注意

# 賃金税と消費課税の同等性

税率 $t$ の賃金税が課された場合の生涯の予算制約

$$C_1 + \frac{C_2}{1+r} = (1-t)W_1 + (1-t)\frac{W_2}{1+r} \quad (1)$$

(1)式の両辺を $(1-t)$ で割り、 $1/(1-t) = 1 + \theta$ とおくと

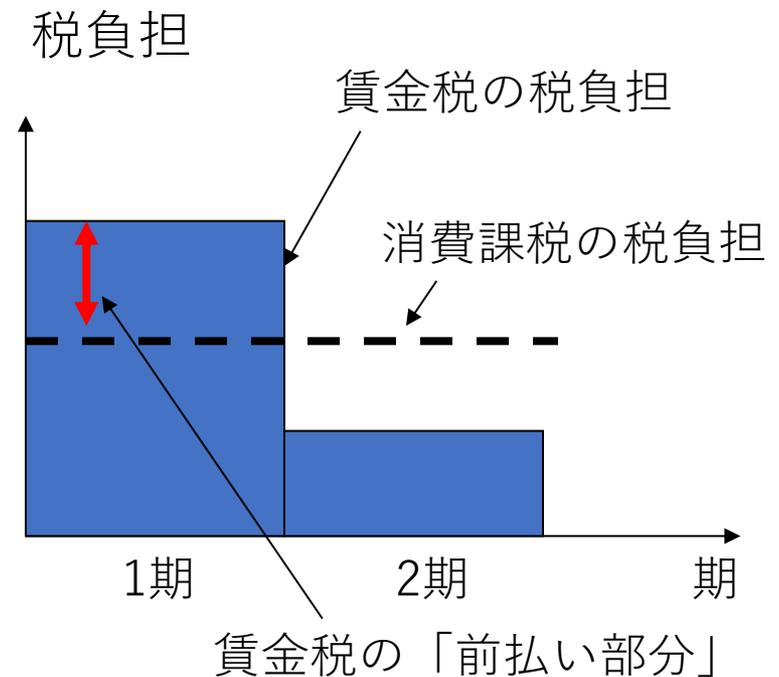
$$(1 + \theta)C_1 + (1 + \theta)\frac{C_2}{1+r} = W_1 + \frac{W_2}{1+r} \quad (2)$$

(2)式は、税率 $\theta$ の消費課税がなされた場合の予算制約式。(1)で実行可能な消費経路は、(2)でも実行可能。逆も成り立つ。→賃金税と消費課税は同等

利子所得にレント（独占的利潤）が含まれている場合にはこの議論は成立しない

# 消費課税の前払い方式としての貸金税

- 貸金税と消費課税
  - 各期の税負担は異なる
  - しかし、生涯で見れば等しい税負担
- 貸金税は消費課税の前払いという性格を持つ
  - 貸金税の課税ベースは、第1期に  $S$  だけ大きい（消費課税に比べ）
  - しかし、第2期の課税ベースは  $(1+r)S$  だけ小さい
  - → 貸金税の第1期の  $tS$  は、消費課税の場合の第2期の  $t(1+r)S$  の前払い



利子所得にレント（超過利潤）が含まれる場合には同等性が成り立たない

# 課税ベースの比較

	消費課税	賃金税	所得税
第1期	$C_1$	$W_1 (=C_1+S)$	$W_1$
第2期	$C_2$	$W_2 (=C_2 - (1+r)S)$	$rS+W_2$
生涯	$C_1+C_2/(1+r)$	$W_1+W_2/(1+r)$	$W_1+W_2/(1+r)+rS/(1+r)$

賃金税は消費課税の一種

所得税の課税ベースは生涯所得ではない（利子所得の現在価値分だけ異なる）

# 生涯での公平性

- 賃金税と消費課税は生涯所得が課税ベース
- 所得税の課税ベースは生涯所得ではない
  - 倹約家の税負担が浪費家に比べて重くなる ( $rS$ が大きいから)
    - 第1期に貯蓄に励んだ人の税負担が重くなる
    - アリとギリギリスでアリが不利に取り扱われる
  - 労働所得の経路の問題
    - 人生の前半に所得が集中している人とそうでない人
      - 第1期に所得集中 → より多くの貯蓄 → 税負担重い
    - 所得の安定性（このモデルでは考慮外）
      - 所得の不安定な人の税負担が重くなる（予備的貯蓄）

## 生涯での公平性(2)

- 遺産・相続の存在
- 生涯の予算制約式は次のように修正される

$$C + B = W + I$$

$C$ : 生涯消費（消費の割引価値の合計）

$B$ : 遺産 bequest

$W$ : 生涯（労働）所得（労働所得の割引価値の合計）

$I$ : 相続 inheritance

- 生涯での公平性の確保 →  $W+I$ に課税するか $C+B$ に課税する
- ただし、 $B$ や $I$ をとらえるのは難しい → 金融資産や不動産は捉えやすいが、例えば子供への教育投資、子供に事業を継がせるなど様々な相続税回避策が存在
- 個人の生涯ではなく、家系（親、子供、孫、...）を通じた公平性が満たされればよいとするなら、遺産や相続に対する課税は不要かもしれない

# 資源配分の効率性 所得課税と消費課税

- 効率性
  - 労働供給の決定（消費財とレジャーの選択）
  - 消費・貯蓄の決定（異時点間の消費の選択）
  - 資本蓄積
- 消費税，賃金税
  - 労働供給の決定に歪み
- 所得税
  - 労働供給の決定，異時点間の消費の選択に歪み
- 資本蓄積に与える影響
  - マクロ的貯蓄（投資）に与える影響
- 歪みの数が問題ではない
  - ある歪みが別の歪みを相殺して，全体としての歪みを小さくする場合もある

## 留意点(1) 適切な課税ベース

潜在的な所得（能力）or 効用で測るべき？

- 能力が同じ二人の個人AとB
  - Aは都会で働く忙しいビジネスマン
  - Bは田舎でのんびり過ごすbeachcomber
- 所得税でも消費課税でも前者を重く課税
  - 実現した（金銭的な）所得 or 消費が課税ベースであるため
  - 潜在的所得（能力）の同等な個人の間での水平的公平性が満たされない
  - レジャーに課税できないという問題が根本的な理由
- 実際には潜在的所得（能力）は観察できない
  - 所得課税か消費課税かが現実的な問題

## 留意点(2)

- 国民経済計算の恒等式（閉鎖経済の場合，政府支出を無視すると）

$$Y = C + I = W + R \quad (1)$$

$Y$ : GDP,  $C$ : 消費,  $I$ : 投資,  $W$ : 労働所得,  $R$ : 資本所得

(1)より

$$C = Y - I = W + (R - I) \quad (2)$$

- 消費課税

個人段階で直接消費に課税する  $C=Y-S$  支出税

消費型付加価値税→各生産段階の課税ベース  $Y-I$

賃金税+(キャッシュフロー法人税)  $W+(R-I)$

- 資本所得が正常利潤のみの場合

$R-I$ の部分の割引価値の合計は0→ $C$ と $W$ の課税ベースは一致

- 資本所得にレント（独占的利潤）が含まれている場合

$C$ と $W$ の課税ベースは一致しない

賃金税( $W$ )とキャッシュフロー法人税( $R-I$ )

# 留意点(3)

- 消費税の駆け込み需要
  - 耐久財と非耐久財の購入を区別しないため
    - 耐久財に対する消費税：耐久財からのサービスフローの割引価値の合計に対する課税（税の一括前払い）という性格
- 消費税の「逆進性」
  - 消費税（消費型付加価値税）は消費に対して比例的
  - 同じことだが、恒常所得に対して比例的
  - 消費税の「逆進性」はみせかけの関係
    - 低所得層で消費性向が高いのは、低所得層に一時的に所得の低かった人（恒常所得はもう少し高い）が多く含まれるため
    - 高所得層で消費性向が低いのは、高所得層に一時的に所得の高かった人（恒常所得はもう少し低い）が多く含まれるため
- 労働所得税から消費税への移行
  - 移行期の高齢者世代 → 予期しない増税
  - 公平性の点で問題あり

# キャッシュフロー法人税

- 現行法人税→企業の利益（資本所得）に課税
  - 投資の経費の扱い：各年の減価償却費が損金扱い
  - 資本所得に対する企業段階での課税という位置づけ
  - 本来は、個人段階での資本所得税（利子配当課税）と統合されなければならない
- キャッシュフロー法人税は、企業の利益ではなくキャッシュフローを課税ベースとする法人税
  - 投資を即時100%償却
  - 消費が課税ベースで、資本所得にレント（超過利潤）が含まれている場合、レントが課税される
- キャッシュフロー法人税導入の際の問題点
  - 過去の投資の減価償却ができない